

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月20日

【会社名】 株式会社パスコ

【英訳名】 PASCO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 目 崎 祐 史

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 経営管理部長 重 盛 政 志

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社パスコ さいたま支店
(さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(OSセンタービル))
株式会社パスコ 横浜支店
(横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル))
株式会社パスコ 中部事業部
(名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル))
株式会社パスコ 関西事業部
(大阪市浪速区湊町一丁目2番3号(マルイト難波ビル))
株式会社パスコ 神戸支店
(神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長目崎祐史及び取締役経営管理部長重盛政志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価基準日

当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行っております。

(2) 評価の基準

企業会計審議会が公表した基準などの一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 評価手続の概要

連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価しました。

(4) 評価の範囲

会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、金額的及び質的重要性を考慮し、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から次の範囲を決定しました。

①全社的な内部統制の評価範囲

会社及び連結子会社6社であります。

連結子会社22社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

②業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

イ 企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセス

重要な事業拠点は、当連結会計年度を含む過去3年平均の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、概ね2/3に達している1事業拠点を選定しました。

この事業拠点において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕掛品に至る業務プロセスを評価の対象としました。

ロ その他の重要性の大きい業務プロセス

全社的な内部統制の評価範囲について、財務報告への影響を勘案して、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を評価の対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成23年10月に当社が生産業務に用いるソフトウェア購入先の一つである外国法人（以下「相手方」といいます）に支払ったソフトウェア関連支出を資産計上したことに関する会計処理について、不適切な会計処理が行われていた可能性が高いことが判明したため、当社の親会社であるセコム株式会社を主体とする特別調査委員会を設置し内部調査を実施するとともに、調査の独立性を確保し、専門的及び客観的見地からの調査分析、採るべき会計処理の検討及び再発防止策立案等を目的とした、外部専門家から構成される外部調査委員会（以下「第三者委員会」）を平成24年4月25日に設置し、厳正かつ徹底した調査を実施いたしました。その結果、本件ソフトウェア関連支出につきましては、過去の当社による相手方ソフトウェアの不正利用に関する損害賠償を内容とする和解金の支払いであり、ソフトウェアとしての資産性は無く特別損失に計上すべきものとの、第三者委員会による調査報告書（中間報告）を平成24年5月8日付けで受領し、同日開催の取締役会において、当該ソフトウェア関連支出を「和解金」として特別損失に計上することといたしました。なお、第三者委員会による調査報告書（最終報告）を、平成24年5月21日に受領し、上述以外の会計に重要な影響を与えるような不正利用ソフトウェアの存在は確認されませんでした。また、本件調査の範囲内において、本件以外に不適切な会計処理や誤計上は認められておりません。

これにより当社は、当該会計処理の決算への影響を調査し、第63期（平成23年3月期）第3四半期から第64期（平成24年3月期）第1四半期までの四半期報告書、有価証券報告書については、偶発債務として注記することとし、第64期（平成24年3月期）第2四半期及び第3四半期の四半期報告書については決算訂正し、各訂正報告書を提出いたしました。

当該会計処理が行われた原因は、当社の全社的な内部統制において、適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識ないしリスク管理意識が不足していたこと、取締役会に対して適切かつ十分な情報の伝達が不足していたことの不備によるものであり、更に全社的観点で評価する決算・財務報告プロセスにおいて、経理部門役職員が、本件のような非定型取引における会計処理にあたって備えておくべき、取引の実質的内容を重視することに対する理解及び姿勢が不十分であったこと、非定型取引における会計処理であることにも関わらず適切な社内協議や社外専門家への協議を経ずに処理を行ってしまったことの不備によるものであります。

なお、上記の事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することが出来ませんでした。

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、この財務報告に係る開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、第三者委員会の提言をふまえて、以下の是正措置を講じ、翌事業年度以降内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

当社は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

(1) 適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識及びリスク管理意識の徹底

社長を含めた役員及び部門責任者に対し、適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識及びリスク管理意識を徹底するため、外部専門家等による研修を実施することといたします。

(2) 取締役会に対する説明内容の充実

取締役会に上程する決議事項の説明内容を充実させるため取締役会規則を改定し、また取締役及び監査役が更に知見を広げ、自らの役割を十分に果たすため、弁護士、公認会計士等の社外専門家による役員研修を実施することといたします。

(3) 経理部門役職員における会計に対する理解・姿勢の強化

経理部門における役職員の会計的専門性を高め、適切な判断力の向上を図るため、専門情報誌等主催の研修を定期的に通講し、部内でその情報を共有し、会計的専門知識を有する人材を確保するとともに、会計関連資格の取得促進を行うことといたします。

(4) 監査法人に対する報告・外部会計専門家への相談体制の整備

非定型取引における金員の支払や複雑な会計処理について、取引の経緯及び社内で協議した結果等を遺漏無く監査法人に報告し、必要に応じて外部専門家に相談することといたします。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する財務報告上の影響額は、決算過程で適正に修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。